○ 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

・ 連結財務諸表の用語、様式及の作成方法に関する規則」の取扱いに関する留 改 正 案	現
13-1 (略) 1 (略) 2 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項には、連結財務諸表作成の 基礎となっている各連結会社の財務諸表の作成に係る <u>会計方針</u> を含むものとす る。	13-1 (略) 1 (略)
13-1-4 連結子会社が採用する <u>会計方針</u> のうちに連結財務諸表提出会社が採用する <u>会計方針</u> と異なるものがある場合には、その差異の概要(その差異が、在外子会社の所在地国における <u>会計の方針</u> とわが国の <u>会計方針</u> とが異なることによるものである場合には、その旨を含む。)を規則第13条第1項第4号に規定する事項として記載するものとする。ただし、重要でない場合には、記載しないことができる。	13-1-4 連結子会社が採用する会計処理基準のうちに連結財務諸表提出会社が採用する会計処理基準と異なるものがある場合には、その差異の概要(その差異が、在外子会社の所在地国における会計処理の基準とわが国の会計処理基準とが異なることによるものである場合には、その旨を含む。)を規則第13条第1項第4号に規定する事項として記載するものとする。ただし、重要でない場合には、記載しないことができる。
(削る)	15の12-1-10   財務諸表等規則ガイドライン8の17-1-9の取扱いは、規則   第15条の12第1項第10号に規定する取得原価に係る配分額の注記について準用   する。
15の12-1-12   財務諸表等規則ガイドライン8の17-1-11の取扱いは、規則第15条の12第1項 <u>第12号</u> に規定する影響の概算額及びその算定方法の注記について準用する。	15の12-1-11   財務諸表等規則ガイドライン8の17-1-10の取扱いは、規則 第15条の12第1項 <u>第11号</u> に規定する影響の概算額及びその算定方法の注記について準用する。
15の12-4   財務諸表等規則ガイドライン8の17-4の取扱いは、規則第15条の1 2第4項に規定する取得原価に係る配分額の注記について準用する。	(新設)
15の14 財務諸表等規則ガイドライン8の20-1-1の取扱いは、規則第15条の1 4第1号に掲げる「取引の概要」に係る注記について準用する。	15の14 財務諸表等規則ガイドライン8の20-1-1の取扱いは、規則第15条の1 4において準用する財務諸表等規則第8条の20第1項第1号に掲げる「取引の概要」に係る注記について準用する。
(削る)	65-3 規則第65条第3項に規定する金額は、少数株主がある連結子会社の連結会計年度に対応する期間に係る法人税、住民税及び利益に関連する金額を課税標準として課される事業税を控除した後の当期純利益又は当期純損失のうち、少数株主の持分に属する金額を記載する。
附 則 1 (略) 2 (略) (1)~(4)(略) (5) 当連結会計年度に「企業結合に関する会計基準」に定められた暫定的会	附 則 1 (略) 2 (略) (1)~(4) (略) (新設)

計処理の確定を行ったときは、前連結会計年度に当該確定を行ったものと <u>みなして取得原価の配分額を反映させた上で前連結会計年度に係る連結財</u> 務諸表を作成するものとする。

## (別紙)

連結損益及び包括利益計算書に関する様式

【連結損益及び包括利益計算書】

					(.	単位	:	円)
	前		当	連結	会計學	F度		
()	自 平原	りゅうしょうしょう とくしょく とくしょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく	月日	(自	平成	え 年	三月	日
至	平成	年 月	日)	至	平成	年	月	日)
			$\times \times \times$				$\times \times$	×
_			$\times \times \times$				$\times \times$	X
<u> </u>								
			$\times \times \times$				$\times \times$	$\times$
<u>支</u>								
			$\times \times \times$				$\times \times$	$\times$
			$\times \times \times$				$\times \times$	$\times$
			$\times \times \times$				$\times \times$	$\times$
			$\times \times \times$				$\times \times$	$\times$
_			$\times \times \times$				$\times \times$	X
			$\times \times \times$				$\times \times$	X
			$\times \times \times$				$\times \times$	X
			$\times \times \times$				$\times \times$	$\times$
			$\times \times \times$				$\times \times$	X
	` '	(自 平成 至 平成 ————————————————————————————————————	(自 平成 年 月 至 平成 年 月 ———————————————————————————————————	至 平成 年 月 日)     ************************************	(自 平成 年 月 日 (自 至 平成 年 月 日) 至     *****     *****     *****     ****     ****  <	前連結会計年度     当       (自 平成 年 月 日) 至 平成       ※※※       ※※※       ※※※       ※※※       ※※※       ※※※       ※※※       ※※※       ※※※       ※※※       ※※※       ※※※       ※※※	前連結会計年度   当連結     (自 平成 年 月 日)   至 平成 年     ※※※   ※※※     ※※※   ※※※     ※※※   ※※※     ※※※   ※※※     ※※※   ※※※     ※※※   ※※※     ※※※   ※※     ※※※   ※※※	前連結会計年度     当連結会計年度       (自 平成 年 月 日)     至 平成 年 月       至 平成 年 月 日)     至 平成 年 月       ※※※     ※※       ※※※     ※※       ※※※     ※※       ※※※     ※※       ※※※     ※※       ※※※     ※       ※※     ※       ※※     ※       ※※     ※       ※※     ※       ※※     ※       ※※     ※       ※     ※       ※     ※       ※     ※       ※     ※       ※     ※

## (別紙)

連結損益及び包括利益計算書に関する様式 【連結損益及び包括利益計算書】

							(	単位	:	円)	
	前連結会計年度						当連結会計年				
	(自	平月	戈 年	月	日	(自	平成	え 年	三月	E	
	至	平成	年	月	日)	至	平成	年	月	日)	
(略)											
法人税等合計					$\times \times \times$				$\times \times$	×	
少数株主損益調整前当期純利益 (又は少数株											
主損益調整前当期純損失)					$\times \times \times$				$\times \times$	×	
少数株主利益(又は少数株主損失)					$\times \times \times$				$\times \times$	×	
当期純利益(又は当期純損失)					$\times \times \times$				$\times \times$	X	
少数株主利益(又は少数株主損失)					$\times \times \times$				$\times \times$	×	
少数株主損益調整前当期純利益(又は少数株											
主損益調整前当期純損失)					$\times \times \times$				$\times \times$	X	
その他包括利益											
その他有価証券評価差額金					$\times \times \times$				$\times \times$	$\times$	
繰延ヘッジ損益					$\times \times \times$				$\times \times$	$\times$	
為替換算調整勘定					$\times \times \times$				$\times \times$	X	
(新設)											
持分法適用会社に対する持分相当額					$\times \times \times$				$\times \times$	×	
(略)											
包括利益					$\times \times \times$				$\times \times$	×	
(内訳)											
親会社株主に係る包括利益					$\times \times \times$				$\times \times$	×	
少数株主に係る包括利益					$\times \times \times$				$\times \times$	X	
(記載上の注意)											
(略)											